

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年9月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300039号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2300001号

第1 結論

昭和40年3月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(長男)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月から同年11月まで

昭和40年3月に父(訂正請求記録の対象者)が父自身と私の国民年金の加入手続を一緒にを行い、私と父の国民年金保険料を納付していたと父から聞いていた。

しかし、父の年金記録は、請求期間における国民年金の加入記録も納付記録もないので、調査の上、父の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする訂正請求記録の対象者は既に死亡しており、請求者は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者は、昭和40年3月に訂正請求記録の対象者が自身と請求者に係る国民年金の加入手続を一緒に行ったと陳述しているが、訂正請求記録の対象者及び請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市において、昭和40年12月頃に払い出されたものと推認できる上、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳によると、最初の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和40年12月13日、種別は任意加入被保険者と記録されていることから、訂正請求記録の対象者の国民年金加入手続は同日に行われたものと推認され、請求者の陳述と加入手続の時期が相違している。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳及び請求者に係る国民年金手帳によると、請求期間直後の昭和40年12月から昭和41年3月までにおける国民年金保険料の納付日は一致しておらず、当該被保険者台帳において請求期間に係る保険料の納付記録は確認できないことから、請求期間について、訂正請求記録の対象者が自身と請求者の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、上述のとおり、訂正請求記録の対象者の手帳記号番号に係る最初の種別は任意加入被保険者と記録されており、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要になるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったが、訂正請求記録の対象者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その上、請求期間当時、請求者が訂正請求記録の対象者及び請求者の住所地だったとするA市は、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入及び保険料の納付については、当時の資料はなく、不明である旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者及び請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに訂正請求記録の対象者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300043号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2300002号

第1 結論

昭和42年5月から昭和55年5月までの請求期間、昭和56年7月から昭和59年3月までの請求期間及び昭和59年7月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和42年5月から昭和55年5月まで
② 昭和56年7月から昭和59年3月まで
③ 昭和59年7月から昭和61年3月まで

昭和42年5月頃にA市B出張所で国民年金の加入手続を行った。その後は、昭和61年3月まで、毎月、自宅に集金に来ていた男性に国民年金保険料を納付し、その都度領収書をもっていた。

しかし、年金記録では、請求期間①について、国民年金に加入していた記録及び国民年金保険料を納付した記録がなく、請求期間②及び③については、保険料が未納であるとの記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③当時、請求者の夫は被用者年金制度の被保険者であることから、請求者は国民年金の任意加入対象者であるところ、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は昭和55年6月23日であり、同日に任意加入した旨が記載されており、これは請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿（以下「被保険者名簿等」という。）、社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳並びにオンライン記録における国民年金被保険者資格取得日と一致している上、A市が毎年度作成していた被保険者名簿等によると、請求者に係る被保険者名簿等については、昭和55年度に初めて作成されていることが確認できることから、請求者が請求期間①において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、国民年金の任意加入者については、加入手続を行った日に被保険者資格を取得し、同日が属する月以後の国民年金保険料を納付することが可能となり、加入手続前に遡って保険料を納付することはできないことから、請求期間①において、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③を含む昭和42年5月から昭和61年3月までの国民年金保険料について、毎月、自宅に集金に来ていた男性に納付したとしているが、A市の被保険者名簿等及びオンライン記録によると、当該期間のうち保険料の納付記録が確認できる昭和55年6月から昭和56年6月までは、A市に対し3か月ごとに現年度納付を行い、昭和59年

4月から同年6月までについては、社会保険事務所に対し過年度納付を行っていることが確認できる。

加えて、A市は、C職による国民年金保険料の戸別徴収（集金）について、昭和50年4月以後は行っていないと回答している上、同市の昭和56年度版国民年金事業概要により、同年度に保険料の集金を行っていた納付組織が確認できるものの、請求者の自宅に集金を行っていたと考えられる納付組織は見当たらないことから、請求者が述べている保険料の納付状況とは符合しない。

その上、請求期間は3つの期間の合計211か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300019号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年又は昭和58年

請求期間頃に、A社のB支店で営業職として3か月ほど勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の回答から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、請求者の請求内容を確認できる当時の資料がない旨回答しており、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が名前を挙げた上述の同僚は、厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録により、請求期間を含む昭和56年1月から昭和58年12月までに被保険者記録が確認できる同僚のうち、被保険者期間が1か月以上あり、住所地の履歴等により、請求者と同じく当該事業所のB支店に勤務していた可能性のある同僚16人に照会したところ、いずれもB支店又は同支店の関連事業所であるCに勤務していたとする6人から回答が得られた。

上記の回答が得られた同僚6人のうち、B支店の支店長であったとする者は、「入社当初は請求者と同じ営業職であり、入社から1年程度経過した後に本社の判断で厚生年金保険に加入し、同保険に加入した時から厚生年金保険料が控除された。当時の営業職は出入りが激しく、いつ辞めるかも分からなかったので、営業職の者については、本人からの申出があれば厚生年金保険に加入させていたが、基本的には、ある程度の期間は勤務しないと加入させていなかった。」旨陳述している上、同支店に営業職として採用されたとする一人は、入社当初の試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入し、同保険に加入した時から厚生年金保険料が控除された旨回答しており、他の4人からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

以上のことを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、営業職について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、被保険者名簿によると、請求期間中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い上、請求者は、厚生年金保険と同様、当該事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。